



品種登録制度の実施にあたって

理事 山口 聰

日本ツバキ協会は1月28日の理事会で品種登録制度の内容を検討し、規程案をつくりました。重要な事業ですので、広く会員の意見を聞くため、ホームページに掲載し、2月24日に全国椿サミット萩大会で開催した会員総会で報告・説明しました。

数人の方から寄せられた意見を4月14日の理事会で議論し、品種登録規程を決定しました。今後、申請書類一式や品種リストの作成を急ぐとともに、品種登録委員会の人選を進め、今年9月から申請を受け付け、来年2月のサミット沖縄大会の際に品種登録委員会を開いて第1回の審査をおこなう計画です。

新しい制度の考え方と内容を説明させていただき、規程の全文を掲載します。



日本ツバキ協会は国際ツバキ協会の『カメリアレジスター』に日本の椿品種を登録しており、適宜更新されています。従ってほとんどの品種は既に国際的な登録が済んでいますので、会員が育成した最近の新品種をデータベース化して混乱を防ぎたいというのが新しい品種登録制度の基本的な考えです。

私たち会員の間での取り決めで、日本全体に対する規制ではありません。あくまでも会員の間での品種名の登録・整理が趣旨ですので、会員外の方に強制するものではありませんが、対外的には日本を代表する日本ツバキ協会の事業ですので、いずれはそれなりの評価が得られるものと思います。技術・識見の高い会員がきちんと特性を把握して、第三者にも理解されるような特性表を書き上げ、きちんとした写真も添えて申請し、厳しい審査を経て登録されるのが今後の登録品種です。

何十年経ってもみんなから注目される、後世に残るものだけ品種として認定すべきだという主張もありますが、品種の世間的評価そのものは時の経過に任せるべきです。生まれたばかりの赤ん坊を現時点で将来性まで評価することは不可能です。今回は、品種名の整理、同名異品種が出ないようにする登録リストの整理を主眼としています。

既存品種のリストについては現在も整理を進めて

いますので、秋までには公表し、リストは毎年改訂版を出します。

自分の品種が国内だけでなく国際的にも認知されることは会員皆様にとって、プライドを持つことができることにもなります。あくまでも心の問題ではありますので、営利的なメリットを追求される方は、種苗法による登録を国に対して申請することをお勧めします。こちらは営利的な方々の権利保護が目的ですので、その保護のための手数料は何十万円か必要になりますし、申請自体にも何万円かの費用がかかります。私たちはあくまでも趣味の同好者主体の会ですので、利益追求のための登録制度とは異なることを十分にご理解ください。

登録されたものが品種として存続するためには、大勢の方によって栽培されることも必要です。原木の所在を明らかにして保存につとめる。苗木を増やして同好の方にお分けする。展示会などで同好の方々に見ていただく……。そうすることで、名花と呼ばれるような状況が生まれてくると思います。

そのためにも登録品種のデータベース作成が重要になり、運営のための人手や資材が必要になります。簡単にいえばパソコン・インターネット接続・データ打ち込みの人手、資料の保管スペース、登録申請時の様々な書類の保管などの予算処置も必要になります。その経費の一部だけでも、申請される方々にも負担していただくという趣旨で「有料」の制度といたしました。

新しい登録制度は、日本ツバキ協会の権威付けではなく、会員の皆様に品種についての意識をもっていただき、交流を深め、会の活動が活発化するなどを期待してのものです。会長の署名が入った認定証は、皆様がきっと喜んで下さると思っています。ご自分の開発した新しい品種に名前を付けて、日本ツバキ協会の品種リストに掲載してもらいたい方たちのための制度です。ツバキ協会が品種として認定することには十分な社会的意味があるはずで